

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱

令和3年4月1日 決 裁

令和5年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 県は、身近な緑の保全を目的として、サクラ等へのクビアカツヤカミキリ防除対策の実施を推進するため、事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、クビアカツヤカミキリ防除対策事業とは、クビアカツヤカミキリの幼虫又は成虫の駆除及びクビアカツヤカミキリ幼虫の食害により将来的に成虫を飛散させる被害樹木の伐採により、県内におけるサクラ等身近な緑の保全を図る事業をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、埼玉県内の市町村が行うサクラ等へのクビアカツヤカミキリ防除対策事業とする。ただし、国庫補助金、他の県費補助金等、この補助金以外の公的経費の交付を受ける事業は対象としない。

2 クビアカツヤカミキリ防除対策事業は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)を遵守して実施することとする。

(対象経費及び補助率)

第4条 前条の事業における補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

(事業計画)

第5条 市町村長は、様式第1号を毎年度知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(事業計画の承認及び通知)

第6条 知事は、事業計画の承認をしたときは、様式第2号を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 市町村長は、前条の承認があった場合は、様式第3号を毎年度知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、様式第4号を速やかに申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 市町村長は、第5条の事業計画について、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ様式第5号を知事に提出しなければならない。

- 一 補助金の増額又は事業費の20パーセントを超える増額
- 二 補助金又は事業費の20パーセントを超える減額
- 三 事業の中止又は廃止

(変更事業計画の承認及び通知)

第10条 知事は、前条の事業計画の変更の申請があったときは、その内容を精査し、当該変更計画の可否を決定し、様式第6号により市町村長に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第11条 市町村長は、前条の承認通知を受けたときは、様式第7号を知事に提出しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第12条 知事は、前条の変更交付申請に基づいて補助金の交付を決定したときは、様式第8号を速やかに申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 市町村長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 市町村長は、補助事業が完了したときは、様式第9号及び様式第10号を知事に提出しなければならない。

第15条 前条による報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日以内又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11号により市町村長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定により補助金交付の確定通知書を受けた市町村長は、様式第12号により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第18条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

対象経費	補助率	備考
1 クビアカツヤカミキリ防除に係る薬剤・資材	対象経費の2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤については、適用病害虫の範囲にクビアカツヤカミキリが含まれる登録農薬に限る。 ・資材については、ネット等のクビアカツヤカミキリ防除に直接必要なものに限る。
2 クビアカツヤカミキリ幼虫の食害を受けた被害木の伐採・運搬・処理に係る経費	対象経費の2分の1以内 （ただし、伐採・運搬・処理した被害木1本あたり上限25,000円とする。）	

1～2の合計で算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金事業計画書

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者名

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、事業計画書を提出します。

（1）事業の目的

（2）事業を実施する場所

（3）経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負担区分		備 考
		県補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
1 クビアカツヤ カミキリ防除に係 る薬剤・資材費				
2 クビアカツヤ カミキリ幼虫の食 害を受けた被害木 の伐採・運搬・処理 に係る経費				伐採本数： ●本
合計				

(4) 事業実施予定期間

自： 年 月 日

至： 年 月 日

(5) 添付書類

クビアカツヤカミキリ防除に係る薬剤・資材費の積算根拠

様式第2号（第6条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金事業計画承認通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付け 第 号で申請のあった事業計画書について承認
したので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第6条の
規定により通知します。

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者名

下記のとおり 年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金の
交付を受けたいので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要
綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画書 様式第1号のとおり

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- （1）事業に係る予算資料
- （2）その他知事が必要と認めるもの

様式第4号（第8条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) 次の場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金の増額又は事業費の20%を超える増額
 - イ 補助金又は事業費の20%を超える減額
 - ウ 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業の実施に当たって、「補助金等の交付手続き等に関する規則」及び「埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

様式第5号（第9条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金変更事業計画書

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者名

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、変更事業計画書を提出します。

（1）変更する理由

（2）事業を実施する場所

（3）経費の配分及び負担区分

区 分	当初 補助事業に 要する経費	変更後 補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)	
1 クビアカツヤカミキリ防除に係る薬剤・資材費	円	円	円	円	
2 クビアカツヤカミキリ幼虫の食害を受けた被害木の伐採・運搬・処理に係る経費					伐採本数： ●本
合計					

(4) 事業実施予定期間（事業実施期間）

自： 年 月 日

至： 年 月 日

(5) 添付書類

クビアカツヤカミキリ防除に係る薬剤・資材費の積算根拠

様式第6号（第10条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金変更事業計画承認通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付け 第 号で申請のあった変更事業計画書について承認したので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

様式第7号（第11条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業
について、下記のとおり変更したいので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策
事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更事業計画書 様式第5号のとおり
- 2 変更交付申請額
金 円
- 3 添付書類
（1）事業に係る予算資料
（2）その他知事が必要と認めるもの

様式第8号（第12条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金変更交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) 次の場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金の増額又は事業費の20%を超える増額
 - イ 補助金又は事業費の20%を超える減額
 - ウ 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業の実施に当たって、「補助金等の交付手続き等に関する規則」及び「埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

様式第9号（第14条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたクビアカツヤカミキリ防除対策事業が完了したので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 事業の実績 様式第10号のとおり
- 3 事業の完了年月日
年 月 日
- 4 添付書類
 - （1）補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
 - （2）補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
 - （3）その他知事が必要と認めるもの

様式第10号（第14条関係）

実績報告書

(1) 事業を実施した場所

(2) 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
1 クビアカツヤ カミキリ防除に係 る薬剤・資材費	円	円	円	
2 クビアカツヤ カミキリ幼虫の食 害を受けた被害木 の伐採・運搬・処理 に係る経費				伐採本数： ●本
合計				

※計画から変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

(3) 事業実施期間

自： 年 月 日

至： 年 月 日

様式第11号（第16条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金については、年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告等に基づき、下記のとおり確定したので、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

1 交付確定額
金

円

様式第12号（第17条関係）

年度埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知があったので、
埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額
金 円

2 振込先

県債権者コード（13桁）	
金融機関名	
支店名	
口座区分	当座・普通
口座名義	
口座番号	